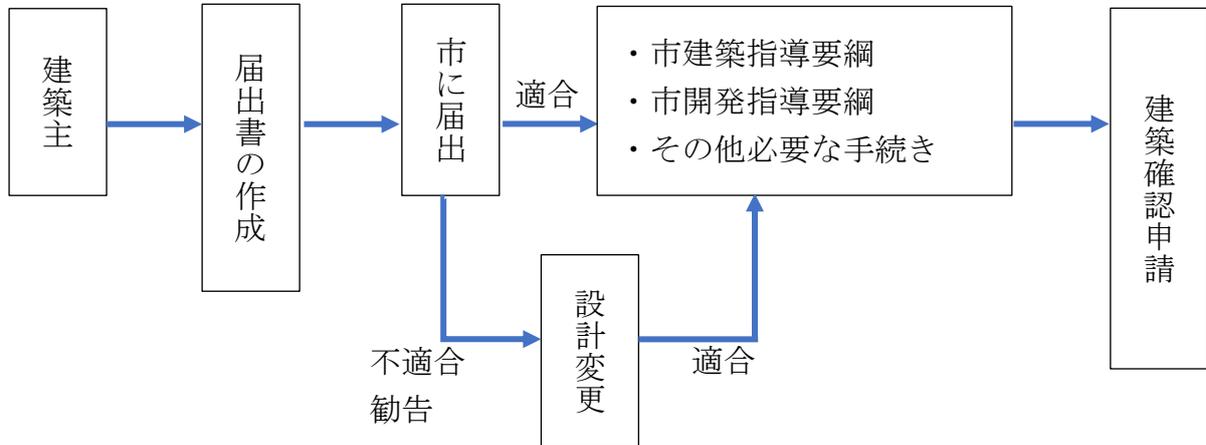


届出に関する注意事項

■ 地区計画に定められた計画の実現を図るため、地区内で行われる建築物の建築や開発行為などは、地区計画の内容に適合していなければなりません。

■ 地区計画の届出に関する流れについて（都市計画法第29条許可を要するものは除く。）



- 1 この届出は、当該行為に**着手する30日前まで**に1部提出してください。
- 2 代理者による届出の場合は、**委任状**を添付してください。
- 3 この届出には、所定の地区計画照合表のほか、行為の種別に応じて、次の図書を添付してください。（土地区画整理事業中の施行地区内は、仮換地証明書又は換地処分通知書等の写しを添付してください。なお、保留地の場合には保留地証明書を添付してください。）
 - (1) 土地の区画形質の変更の場合
 - ・案内図 ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ・設計図 ・その他参考となるべき事項を記載した図書
 - (2) **建築物**の建築、工作物の建設又は建築物若しくは工作物の用途変更の場合
 - ・案内図 ・配置図 (**有効壁面後退距離記入**) ・各階平面図 ・2面以上の立面図 (最高高及び北側斜線(対象地区のみ)記入) ・その他参考となるべき事項を記載した図書(植栽の本数などを記載したものなど)
 - (3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合
 - ・案内図 ・配置図 ・2面以上の立面図 ・その他参考となるべき事項を記載した図書
 - (4) 木竹の伐採の場合
 - ・案内図 ・当該行為を行う土地の区域を表示する図面 ・当該行為の施行方法を明らかにする図面 ・その他参考となるべき事項を記載した図書

※2種類以上の行為を同時に行う場合には、一の届出書によることができます。その場合の添付図書については、重複するものは省略してください。